

広島市告示第178号
令和7年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市湯来農村環境改善センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び事業所の所在地
 - (1) 名称
広島市湯来農村環境改善センター運営協議会
 - (2) 代表者の氏名
会長 小田 稔
 - (3) 事業所の所在地
広島市佐伯区湯来町大字麦谷2501番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和7年3月18日
- 3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日